

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

申立期間の直前まできちんと保険料を納付していたのに、急に納付しなくなったとは考えられない。将来、年金を受け取るために中断することなく、保険料を納付していたので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和40年4月から61年3月まで国民年金に任意加入し、その後の第3号被保険者期間に挟まれた第1号被保険者期間（平成4年4月の1か月分）の保険料を納付しているなど、その納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間以外の期間について、納期限内に保険料を納付しなかった場合においても、過年度納付等により、未納期間を生じさせないようにしていたことが社会保険庁の記録により確認できることから、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年2月までの期間及び48年4月から49年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から45年2月まで
② 昭和48年4月から49年5月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

申立期間①については母親が、私の国民年金保険料を払っていると話をしていたことを記憶しており、申立期間②については、同居人が納付していたことを記憶しているので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び同居人が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、申立人の母親も既に死亡しており、同居人は納付方法等の記憶が不明確であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月28日に払い出されており、申立期間①の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間②については、申立人は、A市からB市への転出手続を取らずにB市に居住している期間であり、B市の支所へ納付したとする主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から9年3月まで

平成8年6月に夫のA市農業協同組合退職に伴い、それまでの国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、1万円ほどの保険料を、毎月Bの自治会館で納付した。領収証は受け取っていないが、保険料は納付したので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、特別支給の老齢厚生年金の受給権を平成8年2月に取得しており、申立期間は、国民年金第1号被保険者の適用除外に該当し、申立人が保険料を納付するためには、任意加入の手続を行わなければならないが、申立人は、国民年金任意加入被保険者資格取得に係る具体的な記憶が不明確であることから国民年金の加入手続は行われていなかったものと推認される。

さらに、申立人は保険料を納付したとき、領収証は受け取っていないと主張しているが、当時、自治会館で保険料の収納事務を担当していた職員は、「領収証を発行していた。」と証言しており、申立人の主張とは相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から平成元年 7 月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。
A で下宿をしているところに、実家の母親が B 町役場で加入手続きをし、保険料を納付していた話をしていたことを記憶しているので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親に聴取しても記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には、平成元年 8 月 17 日と記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間となり、保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間のうち昭和 61 年 3 月から平成元年 3 月までの期間は、申立人は、学生であり、国民年金の強制加入期間ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月

昭和62年4月から同年5月までの失業期間中に、国民年金の加入手続きを行い、2か月分の保険料を納付したが、同年5月の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、昭和63年2月16日に国民年金資格喪失日が62年5月19日として入力処理されているが、この記録はA労働局職業安定課における雇用保険失業給付金支給台帳の就職日が同年5月19日とされている記録と一致する。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付されていた場合には、過誤納保険料が発生するが、過誤納保険料の記録は無い。

加えて、申立期間の昭和62年5月については、平成3年8月13日に資格喪失日を昭和62年5月19日から同年6月9日に訂正されたことによって納付すべき月となったものであり、この時点では、時効により納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から52年10月まで

私は、昭和52年11月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、36年4月から52年10月までの保険料をさかのぼって一部一括納付しました。一括納付した金額は、1万円から5万円ぐらいだったと記憶しています。市役所には友人も同行し、納付の一部始終を見ていました。申立期間のうち一部の期間について納付したので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を一括して納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告等)が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳から、国民年金の被保険者となった日は昭和52年11月26日、被保険者の種別は任意加入であることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人と同日に連番で払い出された国民年金手帳記号番号を所持している申立人の長女は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和50年4月1日にさかのぼって資格取得し、国民年金保険料44,300円を納付していることが確認でき、申立人が一括して納付したと主張する金額とおおむね一致することから、申立人は、長女の保険料と混同していることが考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から40年3月まで

私は、母から常に「国民年金は義務だから、20歳になったら、支払わなければいけない。」と言い聞かされていた。そして、私が20歳になった時から、母が私の国民年金保険料を町内未亡人会の集金で納付していた。

それなのに、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母は既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年4月14日の時点では、申立期間のうち、37年2月から38年12月までの期間については時効により納付できない期間である上、39年1月から40年3月までの期間については過年度の保険料となることから町内会等の納付組織では納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から39年12月まで

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、当時、同居していた実兄がその妻と私の保険料を婦人会等の納付組織で納付していたはずなのに、私だけ未納とされていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の兄は、「納付書が届いたものについては必ず納付していた。一緒に納付していた私たち夫婦の国民年金保険料が納付になっていれば、弟が未納であるはずはない。」と証言しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月22日に払い出されており、この時点では、申立期間の一部は時効により制度上保険料を納付することができない期間であり、残る期間は過年度の保険料となり、婦人会等の納付組織では納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の兄が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

私は、昭和36年4月1日に結婚し、夫の実家に住むようになったが、そのころ町内会の人から来訪され、国民年金への加入を勧められたことを覚えており、38年1月に近くの工場に勤めるようになって厚生年金保険に加入するまで、国民年金に任意加入していた。年金手帳や領収書もらったかどうかは記憶に無いが、すべて同居の義父が行ってくれたと思うので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする申立人の義父は既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年9月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いことから、申立期間は未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 530

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から59年3月まで

A市のB区に居住していた昭和55年4月に妻が国民年金に加入し、保険料を納付するようになったので、私もと思い、56年6月から国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の保険料を納めていた。しかし、社会保険事務所の記録では、この期間が未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、C市に転居後の平成6年9月2日であり、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金被保険者となった日が5年8月1日と記載されている。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年9月まで

私は、中学卒業後、自営業を行っていた同居の父(死亡)の下で働き始め、現在に至っているが、母が国民年金の加入の手続を行い、父と同じように国民年金保険料を納付していたと言っているのに、社会保険事務所の記録では、昭和38年1月から39年9月までの期間が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は記憶が不明確であるため、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年7月4日の時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 532

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで
当時のことはよく覚えていないが、申立期間の保険料を集金人か役場の窓口で納付していたと思う。保険料は安く、100円か200円ぐらいだった。
申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、国民年金の加入手続や保険料納付についての申立人の記憶が曖昧であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年2月15日に払い出されており、国民年金適用準備期間である35年10月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、残る期間も過年度となるため、その保険料を集金人や役場の窓口で納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から47年1月まで

昭和43年9月にA市役所を退職後、国民年金に加入し47年1月までB市Cで集金人に保険料を納付していた。

保険料は、月500円か1,000円だったと思う。

昭和47年3月にD町に転居後、B市役所の職員が来て、「未納分の保険料を納めないと、これまで納付していた分が無くなりますよ。」と言って帰られたことを覚えており、この時は保険料を納付しなかったが、申立期間の保険料は納付したので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、保険料納付に関する申立人の記憶が曖昧であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年3月13日に払い出され、同年1月19日に任意加入被保険者の資格が取得されていることから、申立期間の大部分は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は実際の金額と異なる上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 534

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月及び同年9月

A市で国民年金に加入し、その後、B市C区、D市へと転居したが、国民年金保険料の納付義務については承知していた。

当時、年金について、よく理解していなかったため、納付の必要のない共済組合員期間まで国民年金保険料を納付していた私が、申立期間の保険料を納付していないのは不自然であるので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で国民年金に加入し、昭和58年8月にB市C区に転居し、申立期間の保険料はC区役所で納付したとしている。

しかし、申立人がB市C区に住民登録を行った形跡は無いため、同区役所で保険料を納付することはできない。

また、A市が保管する国民年金被保険者台帳及び検認記録簿を見ると、申立人は同年6月4日に国民年金の加入手続きを行い、同年2月から7月までの国民年金保険料を納付した後、59年2月27日に同市からD市へ転出したと記録されていることから、申立てどおりに申立人が転居したとすれば、申立人はA市においても申立期間の納付書を受領していない可能性がある。

さらに、社会保険庁の記録を見ると、申立人に対し昭和60年11月8日に保険料の納付書が作成され、58年10月から59年3月までの保険料が61年1月7日に、59年4月から7月までの保険料が61年3月17日に過年度納付されていることが確認でき、この納付書が作成された時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年4月まで
年金手帳に昭和42年4月から46年4月まで国民年金に加入した旨の記録が残っており、保険料を納付していたと思うので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付方法等について全く覚えていないと回答しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年3月1日に払い出されており、42年4月30日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和42年7月20日から43年2月10日までは、厚生年金保険の加入記録がある。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで

申立期間前の昭和45年4月から49年3月までの申請免除期間の保険料は納付済みとなっているのに、申立期間は未納とされている。

しかし、申立期間についても申請免除し、昭和45年4月から49年3月までの保険料と合わせて追納したと思うので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申請免除した期間や保険料納付についての申立人の記憶が曖昧であるため、申立期間についての申請免除の状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する申立期間前後の保険料の領収証書(2枚)を見ると、昭和45年4月から49年3月までの申請免除期間の保険料が52年2月14日に追納(領収証書に「申免分」と記載。)され、あわせて50年1月から51年3月までの保険料も同日に過年度納付されていることが確認できる。このことから申立期間は申請免除期間でなかったため、時効により保険料を納付できなかったものと考えられ、ほかに申立期間について申請免除された形跡や申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。